

令和6年度 第2回 清瀬市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時：令和7年2月18日（火）午前10時より

開催場所：清瀬市役所 みらいセンター ボールルーム

出席委員

公益代表：原 かずひろ、原田 ひろみ、斉藤 まさひろ、松本 潤

医療機関代表：阿久津 七光、畑 徹、松村 猛、

被保険者代表：村野 和美、竹村 眞智子、上野 成子、松村 竹仁美

欠席委員：岩田 英明、大塚 健司、宮本 兼吾、仁平 義和

理事者側等出席者：

澁谷市長、瀬谷副市長、矢ヶ崎生涯健幸部長、藤村保険年金課長、高橋徴収課長、西川健康推進課長
（事務局：金子健康推進係長、笠井健康推進係主査、國樹国保係主任）

1. 議題

（1）令和7年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

2. その他

事務局

それでは、定刻となりましたので、令和6年度第2回清瀬市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして澁谷市長からご挨拶を申し上げます。

市長

（挨拶）

事務局

（委員紹介）

なお、前回の書面会議による協議会にて、本協議会の会長に原かずひろ委員、副会長に原田ひろみ委員が選任されております。どうぞよろしくお願いいたします。

（市長退席）

事務局

次第の3、本日の議題でございます。これ以降の進行につきましては、原会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

原委員（以下、会長）

本日は寒い中お集まりいただきまして、大変にありがとうございます。早速ではございますが議題

の方にいらしていただければと思います。まず初めに、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。斉藤委員、松本委員によりしくお願いいたします。

それでは議題の 1、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算案についてでございます。初めに、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。ここで委員の皆様からご質問ご意見等をお受けできればと思います。今の内容につきましてご質問ご意見等ございますか。

委員 A

何点か伺いたい。概要の 1 ページの納付金が減少した理由として、都内の保険料水準の統一化に向けた、納付金ベースの統一化による医療費係数の段階的な廃止という言葉があるんですが、もう少しご説明いただきたいなと思いました。

納付金の算定の基準が、医療費水準が段々なくなっていくということだと思うんですけども、そういう見直しが東京都で行われている背景とか、教えていただければと思います。

あと、納付金の減少は、東京都全体で減少になっているようではすけれども、その背景に何があるのかっていうところ、算定の方法が変わったというのもあるんでしょうが、2 年前の医療費、医療の給付費の見込みが大きかったということも指摘されているようなのですね。その辺のことも教えていただきたい。コロナ禍もあって、そこから回復してきてるので、医療費の伸びとか、見込みがとても難しいというのは聞いているんですが、データの的にどう医療の給付費が下がったのかってことも教えてください。

あと、納付金が 6.6%、新年度については下がるということで、金額にすると、1 億 6,353 万ということで、大変大きな金額になった。納付金が減り、清瀬市が負担しなければいけない金額が減ったということでは、本当は法定外繰入を減額するのではなくて、高過ぎて大変な保険税そのものを引き下げるという選択肢がなかったのかなととても残念に思っています。

そういう検討が、内部で行われたのかってこともお聞かせ願いたい。あと 6 ページの、これは毎回聞いていてどう見たらいいのかわからないでいるんですが、6 ページの 7 の「財政健全化計画との比較」の表なんですけれども、③の財政健全化計画上の削減額と、②の解消すべき赤字額の増減の、対前年度比と対平成 30 年度比の数字がずっとありますけれども、これをどう見たらいいのかをもう少し説明いただきたい。

幾つかまだあります。10 ページのマイナンバー保険証のことは、本当に市民の皆さんからたくさん問い合わせや疑問の声もあるので、とても広報が大事だと思ってるんですが、市報では、現在の手元にある健康保険証は有効期限までは使えますよってことを載せていただいたので、それはとてもよかったと思ってるんですが、やっぱり繰り返し知らせあげてほしいです。

保険証が発行されないっていうだけであって、今手元にあるものはまだ使えるんですよってこと

を、なかなか理解が進んでいない面もありますので、繰り返し広報をお願いしたい。12月2日以降、新しく保険証は発行しないことになって、資格確認書が発行されている方がいらっしゃると思うんですが、そうした実態も教えていただきたいと思います。

あと保険証として登録されている方が、国保加入者のうちどれぐらい割合として占めるのかも、お願いいたします。

最後、特定健診と癌検診が同時にできるように導入していただいて、受診率がとても伸びていると聞いたんですが、その実態を教えてくださいのと、国保ではないのですが、その次75歳以上の後期高齢の方々も対象とすることをお願いしてきました。ぜひ新年度からできたらいいと思うんですが、その辺の考え方もお聞かせいただきたい。

保険年金課長

ありがとうございます。何点かご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず東京都に納める納付金が減少したということで、医療費水準が東京都において見直されたところを、もう少し詳しくご説明させていただきます。

今までですと、各市でかかった医療費に応じて、納付金のかかる割合が変わってまいりまして、極端に言いますとその市でかかった医療費が高いと、その分納付金も納める額が高かったと。逆に、医療費が低いと納める納付金も低かったと、ということがあったんですけども、これを段階的に解消していくという動きがございまして、東京都においても段階的に解消して、医療費の水準を、実際には医療費が幾らかかってもそれが納付金の算定には影響しない、というものを令和12年度までに、実施していくということで今進めておるところでございます。

本市においては、都内の中で平均しますと、清瀬市は医療費水準が高い方にありましたので、医療費水準を納付金算定に反映させない形をとりますと、その分清瀬市としては納付金下がるというような仕組みになってございます。

それから、医療給付費が都内全体的に下がっていくのかというところなんですけど、こちらにつきましては、ちょっと不透明な部分もあるんですけども、一つは国民健康保険に加入している方の高齢化であったりとか、医療の高度化ということで1人あたりの医療費としてはどうしても、年々上がっていくという傾向にあるんですけども、ただ一方で先ほどご説明の中でも申した通り、国民健康保険に加入している被保険者自体が減少しておりまして、要因としては75歳以上の後期高齢者医療制度に移行や、近年ですと社会保険の適用範囲が拡大しているということもあります。そういった影響もあり、本市においても被保険者は減少傾向にあるんですけども、これは清瀬市だけに限らず、東京都内どこでも同様の状況となっておりますので、今後、まだ色々不透明な要素というのはあるんですが、見込みとしては東京都全体でも医療費、医療給付費は、下がっていくというふうに見込んでございます。

それから、令和7年度予算編成にあたっては、東京都の納付金の算定が前年度に比べて6.6%減

少したということで、法定外繰入を減らすのではなくて保険税を引き下げる検討はしなかったのかというところですが、法定外繰入につきましても、やはり段階的に解消していくということが国及び東京都の方からも示されておりまして、一応今後の見込みとしましては、令和18年度の保険料（税）の算定の際には、この法定外繰入を解消するというところでございます。こちらにつきましては都道府県単位で、保険料（税）水準を統一化するというような動きもございますので、それに合わせて法定外繰入も解消していかなければならないという状況になってございます。ですので、確かに保険税につきましても、他の社会保険等と比べて、負担が大きいということは課題として認識をしておりますが、保険料（税）を今引き下げるというようなことは、現実的には難しいのかなと考えている状況でございます。

それから資料の2-2の6ページの財政健全化計画の見方についてでございます。まずこちらの③のところ、財政健全化計画上の削減額につきましては、これは平成30年度当初に段階的に法定外繰入を解消していくということで、長期的な計画を立てまして、こちらの計画上の見込みとしては、保険税の税率改定を行いまして、これを2年ごとに行うことによって、令和12年度までに、この法定外繰入を解消していくような計画を立てております。ですので、この③の財政健全化計画上の削減額で、令和元年度、令和2年度というところで、それぞれ1,580万円と、それから9,192万7千円の減少ということで見込んでおるんですけれども、これについては保険税率を改定したことによる、法定外繰入の減少するであろう計画上の数値をこの③に記載しているというものになっております。

一番下のところだと、平成30年度からの削減額（計）と書いてあるのが、“毎回実施していくことで合計してどれぐらいの削減額が計画上できたのか”、ということ積み上げたものです。

それから、②の解消すべき赤字額というところですが、こちらは計画上の数値ではなくて、実際の数値になっておりまして、令和6年度と7年度については、まだ予算上の見込み値ですが、例えば令和7年度の5億6,024万円というのは、一番上のところに①で、赤字規模（全体）ということで、6億6,201万3千円ということで記載があるんですけれども、これがいわゆる赤字を補填するための一般会計からの繰入額になっておりまして、ここから、例えば、東京都の補助金で特定健診等に使用できる補助金がいくつかありましてそれが大体1億円となっております、そういった東京都の補助金などを差し引いた額が、いわゆる赤字解消すべき赤字額ということで、この5億6,024万円と記載されているものでございます。なので③については、計画上の削減額、②につきましても、実際の金額として解消しなければならない赤字の額を記載させていただいているものです。

それから、マイナ保険証につきましては、ご指摘の通り繰り返し周知をしていくことが大事と考えております。保険年金課の方にも、マイナ保険証に関して、問い合わせや、いろんなご意見をいただいているところございまして、私たちもなるべくわかりやすくこの制度については、周知をしていく必要があると認識をしておりますので、これまでも、例えば市報や、庁内のモニターなんかでも、マイナ保険証については制度の周知をしています、繰り返し今後もわかりやすい周知に努めてまいりたいと考えています。

マイナ保険証の利用登録状況でございますが、少し前の数字にはなってしまうんですけれども、清瀬市の国民健康保険に加入している方、ということで限定的になってしましますが、令和6年10月の時点で、登録状況57.61%ということになってございます。

資格確認書の発行状況ですが、昨年 12 月 2 日以降に国民健康保険に新規加入した方や、負担割合の変った方、住所変更等により保険証に記載されている情報に変更があった方について、マイナ保険証を持っている方については資格情報のお知らせを、マイナ保険証を持ってない方については、資格確認書を交付している、ということになっています。

健康推進課長

私の方から大腸癌検診、特定健診との共同実施のところについてご質問いただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。がん検診、こちら 13 ページの (7) で報告させていただいているところなんです、特定健診と大腸癌検診の同時受診に関してですね、40 歳から 74 歳の国民健康保険加入者について、大腸癌検診を同時実施することによって、大腸癌検診の受診率が向上したという実績が出ております。

委員からのご質問はその対象年齢を引き上げていただけないかと、後期高齢者の方にぜひ上げていただきたいというお話です。このがん検診の受診率向上に関しましては何度か議会でも答弁させていただいますが、市内の医師会の協力や、医療機関の選定、先生にご協力いただきながらがん検診受診率向上委員会というものを立ち上げまして、今後の清瀬市のがんの受診率向上に向けた検討を進めているところです。

その中で大腸癌検診の後期高齢者への拡大という部分につきましても、議題として上げ、検討している状況です。後期高齢者に関してやること自体は委員会の方向性、提言という部分では、問題ないでしょうというようなお答えをいただいているところです。

今現時点どうしているかということ、医師会に委託するという形をとっておりますので、医師会の方と、あとは受託医療機関との調整を進めているということになってございます。

なので、現時点ではやるかやらないかっていうところは、明言はなかなか難しいので、そこら辺はご了承くださいたいんですが、そのような形で進めているということです。

会長

他に質疑はいかがですか。

委員 A

ありがとうございました。今、最後にご答弁いただいたことは、医師会の方にも協力いただけるという見込みがあるんだとわかって、とてもよかったなと思います。

ぜひ医療機関との調整を引き続き進めていただいて、75 歳以上の方、健康診査の受診率も高いですし、年齢に関係なくがんの罹患の方は多いので、早期発見で早期治療ができるようにということではとても大事なことだと思っています。健康診査と一緒にこの大腸癌チェックができるように、引き続きよろしく願いいたします。

最初に伺った納付金のことは、医療費水準が清瀬市は高いので、この算定の見直しがされていけば、納付金が削減してされていくのだろうということは、今伺ったんですけれども、逆に医療費が、少ないところは、納付金が上がっていく可能性もあって東京都としては、何かこういう見直しをする背景というか、どうしてこういう見直しに至ったのかってことをもう少し、伺えればありがたいと思うん

ですが。医療費が高いところからは、その負担が重たいので、下げてほしいというのは当然の要求だと思うんですけれども、何だかそのことによって平準化されていくというか、東京都としての財政措置が新たにあるのかとか、いろいろ疑問があるんですけれども、その辺も教えていただければと思います。

あと、納付金額が下がって、納める金額が下がるので、私としては保険税の見直しをっていうことをやっぱり思うんですけれども、さっき7割の法定減免の拡充も新年度はあるということで、これはこれで本当にとっても大事なことだと思っているんですが、今清瀬の国保加入者の中で、この法定減免の対象になってる方ってもう確か半数を超えたんですよ。なので、国保に加入されている方々の所得の現状というのは本当に厳しいと思いますし、減免が受けられたとしても、なかなか払える金額じゃないぐらい高いということを、私も日々伺っているんで、この国保税を下げていく努力というのは、担当として悩ましいのはよくわかるんですが、やっぱり一つの課題としてあると思うんです。

協会けんぽと比較しても、同じ所得の水準で国保だととても高いというのは、やっぱり無理がありますので、そこをどう考えていくのかってことは、自治体として大事な課題だというふうに思っています。その辺の考え方をもう少しお聞かせください。

財政健全化計画のところで言えば、実際の金額がやはり②のところだというのはわかったんですが、これは計画上③の計画上の削減額が累計で、最初のこの平成30年の6億4,600万が削減できたというふうになっていけばいいという理解でいいんでしょうか。実際には法定外繰入を全くゼロにするってことは、私は、不可能かなと思うんですけれども、この計画上の数字が、積み上がっていけば、東京都や国との関係では、目標が達成したということになるのかなというところ、考え方を伺いたいと思います。

最後です。マイナ保険証のことですが、心配しているのは、マイナ保険証の電子証明書の更新が5年に1回ということで、2025年度っていうのは、全国での数字が載ってましたけど、2,768万枚ということで、2024年度の2.6倍更新が必要な方が増えるということが報じられていました。清瀬で、国保の加入者に限ってですが、半分以上の方がマイナ保険証を持っていて、そのうち更新が必要な方が多分多いと思うんですね。うまく更新できないと、国保に入っているのに、マイナ保険証が使えなくなり無保険状態と同じになってしまうので、本当に丁寧な支援をお願いしたいと思ってるんですが、その辺の実態を教えてください。高齢だったり、あとは障害がある方とかいろいろ困難がある方が多いと思うんですが、パスワードの管理をしなきゃいけないとか、変更しなきゃいけないとか、更新自体がとても困難になっている方も多いということが、一般的に報じられています。そういう、ちょっと難しい方に対しては、マイナ保険証ではなくて資格確認書の方に移行させるような、マイナンバーカードと保険証の紐づけを解除することになると思うんですが、そういった手立ても必要じゃないかということをおもうんですけれども、その辺のことも含めてお伺いしたいと思います。

保険年金課長

まず東京都における医療費水準の見直しの理由ですが、こちらについてやはり大きな理由といたしますか、最終的には都道府県単位で、保険料水準を統一していくというような流れがありますので、その過程で、医療費水準を見直していく、というようなことになっております。

都道府県単位で、保険料水準を統一することの意義、理由としましては、国保財政の安定化を図ること、その他例えば東京都ですと、同じ所得水準で同じ世帯構成であれば、どこの自治体に住んでいても、同じ保険料をお支払いするということが、被保険者間の公平性に繋がるという、そういった観点から、この都道府県単位の保険料水準の統一というものが、進められているという状況でございます。

それから、構造的な課題として、どうしても国民健康保険の保険料（税）が高いということについては、この課題をどう捉えていくのかということなんですけれども、こちらにつきましては、例えば低所得の方に対しては、様々な法定減免の制度もありますので、制度を活用していただくというほか、国の公費も投入していただかないと、なかなか今の状況で保険料を大幅に引き上げるということは、市民生活に大きな影響を及ぼしてしまいますので、国に対して、公費の投入拡大ということについては、課長会、それから市長会等を通じて、意見を上げていただきたいというふうに考えております。

それから財政健全化計画の目標についてなんですけれども、こちらにつきましては、計画を立てた平成 30 年度については、解消すべき赤字額が、約 6 億 4,600 万円という状況だったんですけれども、そのあと、例えばコロナの影響であったりとか、それから納付金算定の見直しとか、そういった様々な要因がありまして、計画を立てた当初から比べて、解消すべきその赤字額とか、そういったところについては、変動してる状況でございますので、財政健全化計画の最終目標としましては、一般会計からの赤字繰入を解消していくことが目標になっております。これについては清瀬市単独で実施をしていくのではなく、先ほど申しました通り、東京都の保険料水準の統一ということで、その目標に向かっていくことが、ゆくゆくは財政健全化に繋がっていくこととなりますので、東京都の方からも各自治体の標準的な保険料率とか、そういったものも示されておりますので、そこに向かって、検討していくということが、今後の進め方になるのかなというふうに考えております。あくまで目標については、一般会計からの赤字繰入を解消するというものと捉えております。

マイナ保険証に関して、ご指摘の通りマイナンバーカードを作ってから 5 年間経過すると、電子証明書の有効期限が更新時期を迎えます。やはり今から 4、5 年前にマイナンバーカードを作った方がかなりたくさんいらっしゃるしまして、今年度、それから来年度についてはこの電子証明書の更新をする方が非常に多くなるということは、私たちも認識をしております。こちらにつきましては保険年金課の隣の部署で市民課というところが、更新手続きも担当しておるんですが、電子証明書の有効期限が切れる前には、お一人お一人に対して、有効期限が切れるので更新してくださいというような手紙を個別に通知をするのと、もし電子証明書の有効期限切れてしまった場合でも、そこから 3 ヶ月間は、マイナ保険証として利用ができますので、有効期限が切れて直ちにマイナンバーカードが、保険証として使えないというわけではございません。ただ 3 ヶ月を経過しても、電子証明書の更新をしなかった場合はマイナ保険証としての利用ができなくなってしまうので、そういった方については、私たちの方で情報を把握して、資格確認書を交付するというような事務処理スケジュールでやっていきます。

ですので、病院に行ったときに、保険証やそれに代わるものが何もなく、10 割負担をしなければならないというような状況にはならないのかなというふうに捉えているところでございます。

会長

他にいかがでしょうか。

委員B

納付金について伺いたい。URとか公社を含めた公営住宅に住んでいる方が高齢化し、医療費も多くなっている中で、かかった費用に対して納める費用も高くなるという今までの制度が見直されたというのは、清瀬市にとってかなり有利に働いていると捉えているんですけども、先ほどのA委員の質疑で、納付金を令和12年度まで段階的に解消していくみたいな説明がされていたと思うんですけども、納付金っていうのは、来年度以降減少する予定なのかどうかっていうのを伺いしたい。

また、資料2-2の11ページの保健事業、特定健康診査の受診率の部分で、医療費の抑制という部分では、病気や病気になる前の段階の早期発見・治療で、この受診率の向上というのはとても大事なことだと思うんですが、令和7年度を取組として受診勧奨と継続受診強化、勧奨通知の内容見直し等の工夫とあるのですが、どんなことができるのかなっていうのがあれば、伺いしたいと思います。

もう1点、下の段の特定保健指導ですけども、特定健診の清瀬市受診率は50%を超えていて高いのに、特定保健指導は14.5%。特定保健指導につなげるという点で、26市のうちの1位の市が36.2%で、清瀬市は14.5%で20%ぐらい低いですが、他の市がどんな工夫されてこれだけ高いのか、もしわかれば伺いしたいと思います。

保険年金課長

保険料水準統一のための納付金算定の見直しですが、令和12年度までに、医療費指数の納付金算定への反映をゼロにしていくということを進めておりまして、来年度以降東京都に納める納付金の下がっていくのかどうかということなんですけれども、医療費指数の反映をゼロにしていくということでは、清瀬市については減少していくような見込みになっております。

あとは、被保険者数の減少というところで、国民健康保険事業全体が減少傾向にありますのでそういった意味では、納付金自体も下がっていくということで、見込んでおります。ただその分入ってくる財源として国保税の収入も減少していきますので、そういったところで歳出では納付金が減少していく、一方で、歳入のほうでは保険税が減少していくというような、そういった課題もありますので、このあたりについては私たちも、納付金が減っていくから安心だというようなことではないんですけども、そういった状況も勘案しながら、予算編成等に努めてまいりたいと思います。

健康推進課長

私の方からは特定健診関係11ページについて。ご質問の1点目、7年度の取り組みで、受診勧奨通知の内容の見直し、具体的なことはまだ決まってないという状況です。今後業者と相談しながらになりますが、ただ清瀬市の令和5年度の特定健診受診率51.3%、26市中3位ということで、この部分については、他市に比べてかなり良い数値と認識しておりますので、この部分は誇っていいのかなというふうに思っているんですけども、ただそうは言っても、受診を継続していただかないと、経年での体の変化が捉えられませんので、継続していくにはどのようなお手紙とか勧奨をしていけばいいのかということ、今後検討していかなければならない。この辺に関しては国保連が好事例として他の自治体の紹介とかしていただいているところがありますので、参考にしながら、継続を促していきたいと考えております。

もう一つの特健指導の実施率、令和5年度は残念ながら令和4年度から大幅に下がって14.5%なんです、この分野に関してはそもそもの人数がそれほど大きくないので、ちょっと減ると、率的には大きく影響してしまうという形です。とはいえ令和4年度から人数が減ったことには変わりないということです。令和2年度から、特定保健指導については外部委託を利用させていただいているところなんですけど、業者さんから受診率低下の要因をお伺いしたところ、やはり特定保健指導の勧奨通知について、そこから申し込んでくる人っていうのはなかなか伸びなかったと。そのあと電話勧奨もしているんですが、まずは取っかかりとして、通知物がやっぱり目をひくものに変えていかなくちゃいけないのかなと。そういった部分においてはこちらの方も、特定健診受診率の勧奨通知と同じく、皆さんの目に留まるようなものに作り替えていかなければならないということが一つございます。

あとは26市の中で11位、真ん中より少し上という形なんですけど、26市中最高値が36.2%と出ていますが、この数字は、自治体名は控えさせていただきますが、昨年度すごく悪かった自治体です。それが大幅に36.2%に上がっているんで、これはちょっと何やったんだろうと我々も気になっているところで、その自治体に問い合わせしてみようかと思っています。そのように、ここの数字、実施率については最初に申し上げたように、人数がかなり少ないので、ちょっと変わってくると大幅に率も変わってくるといって、数字が荒れやすいところなので、その辺を考慮して見ていただければと思います。

会長

他にご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

それでは続きましてご意見等はいかがでしょう。

委員A

繰り返しになりますが、国民健康保険全体が、加入者の現状からいって、所得の少ない方が層として多いことと、そこから税収を見込むというのは、本当に困難なことなので、その解決をしていくために先ほどおっしゃっていただいたように市長会や課長会を通じて、国の公費負担拡大がどうしても欠かせないと思いますので引き続きお願いしたい。

財政健全化計画、これから先の計画は見直していくんだという話もありましたが、東京都全体の標準的な保険料率、どこに住んでいても、同じ所得・家族構成ならば同じ保険料でというのは、理屈はわかるんですけども、東京都の示している資料を見ると、1人当たりの保険税、繰入をしなかった場合の金額ですが、清瀬市は17万円になるんですよ。今8万円ぐらいですよ、平均的に。

倍以上の金額になるので、これこそ非現実的だと思っています。こんな税額になってしまっただけは本当に払えなくなる方が多くなる、最後の砦という国保のあり方としては、ありえないとも思います。そういう意味でも、計画の見直しをしていく上で、1人当たりの保険税が今言ったような金額になることがないように、国の公費負担拡大を求めて、計画の最終年度は令和12年度じゃなくて、更に伸ばすことも含めて考えていくべきというのも思いました。

国保税が余りに負担が重たいということは、もう歴然としてある事実なので、その取り組みとし

でも強めていただきたいということは思いますので、意見として申し上げたいと思います。

課税限度額が引き上げられることも、高額所得者からたくさん税をいただく考え方ではあるんですが、決してこの対象になってしまう方々が、高額所得者かっていうと、そうとも言えないという現実もあるのでその配慮も今後検討していただきたいということを、意見として申し上げて賛成いたします。

会長

他にご意見ございませんか。よろしいですね。それでは特にないようでしたら、ここで終決したいと思います。議題の 1、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算案について賛成する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成者全員、ありがとうございます。賛成者全員、よって、議題の 1、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算（案）につきましては、本協議会として了承することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

会長ありがとうございました。

それでは最後に、次第の 4、その他でございます。事務局より連絡事項を申し上げます。本日、ご審議をいただきました議題の 1、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算案につきましては、来る 3 月議会に提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し、その正確なことを証する為ここに捺印する。

会長 原 かずひろ 印

委員 斉藤 まさひろ 印

委員 松本 潤 印